

令和6年(2024年)1月9日



埼玉県報

第479号
令和6年(2024年)
1月9日
火曜日

目次

告示

- 指定納付受託者の指定 (パスポートセンター)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定 (熊谷建築安全センター)

告示

埼玉県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

サービスの名称	指定納付受託者の事務所所在地等及び指定期間	指定期間
サービス 旅券手数料のクレ ジットカード納付 サービス	名称及び代表者氏名 指定納付受託者の事務所所在地、 名称及び代表者氏名 東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕	令和六年一月九日 から令和六年三月 三十一日まで

二 指定をした日

令和六年一月九日

告 示

埼玉県告示第二十三号

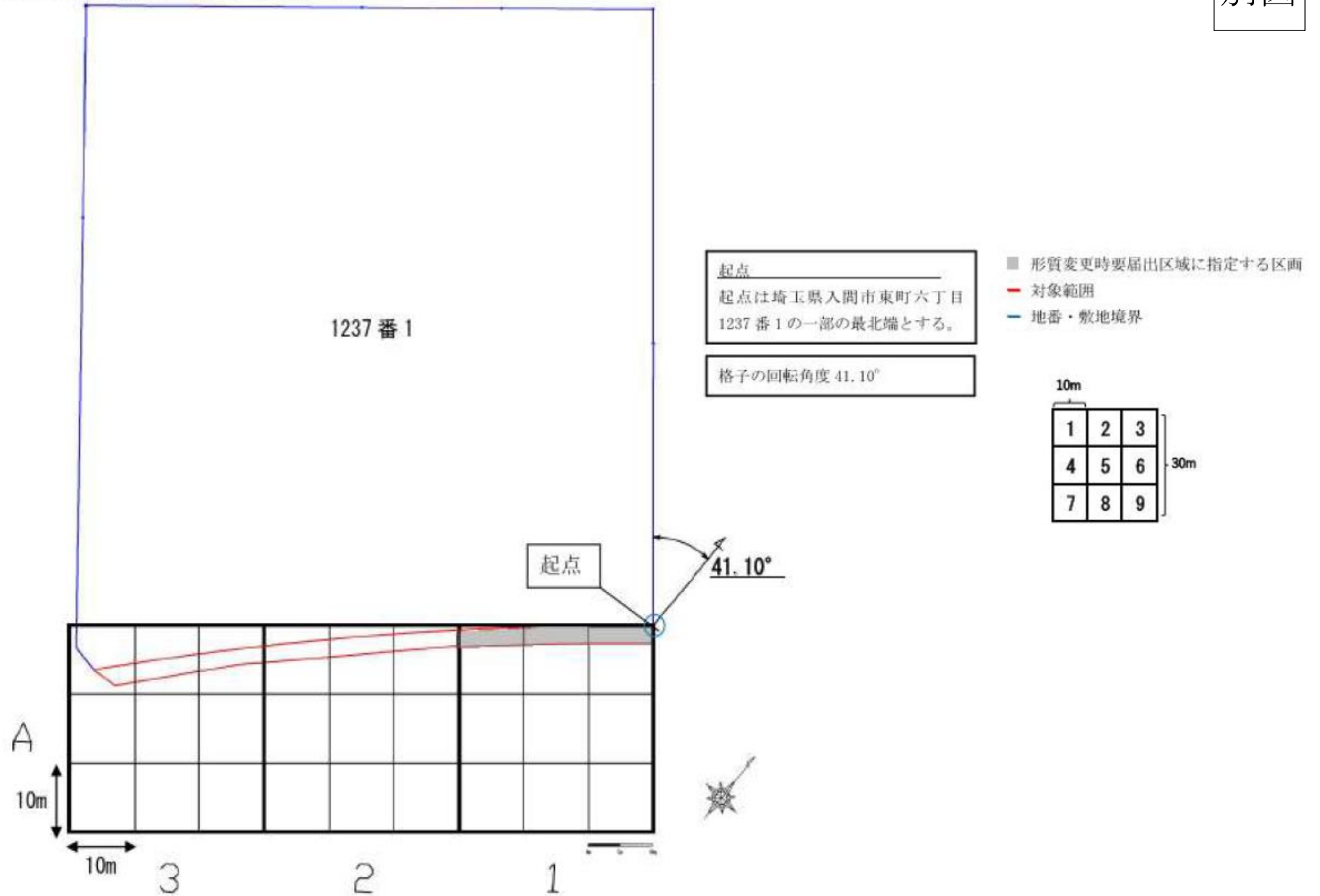
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県入間市東町六丁目千二百三十七番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

埼玉県入間市東町六丁目 1237 番 1 の一部



告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年一月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年十二月十四日

指令川建セ第〇五〇〇七一号

二 検査済証番号

令和六年一月四日

川建セ第〇五〇二一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前千四百八十三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸二百二十九番地二

坂田 米子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年一月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年十二月十四日

指令川建セ第〇五〇〇八一号

二 検査済証番号

令和六年一月四日

川建セ第〇五〇二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前千四百八十三番十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋四百三十三番地十三

DELARGE ALEXANDRE DANIEL

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年一月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第九号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年一月九日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字用土字藤ノ木二千二百 十七番六、二千二百十七番七、字岡田三千六十 九番一	指定に係る道路の位置
五十三・九九五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)